

社会保障審議会 介護保険部会（第89回）	参考資料 2
令和元年12月27日	

介護保険制度の見直しに関する意見(案) (参考資料)

抜粋

令和元年12月27日
厚生労働省老健局

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

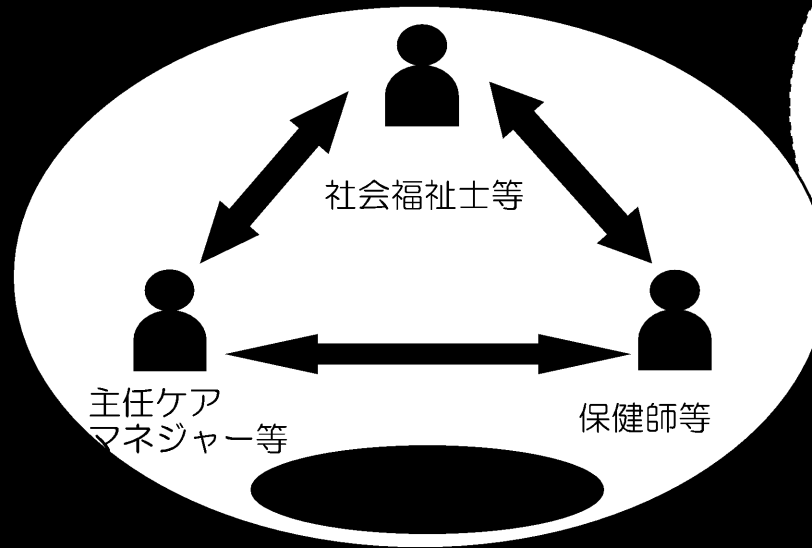
虐待防止

介護相談員

障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談



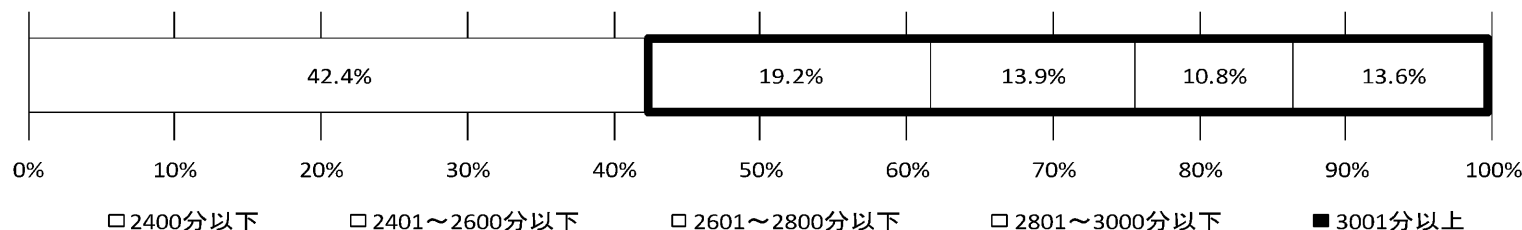
- 「地域ケア会議」等による支援型ケアマネジメントの推進
- ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

■ 1週間の労働時間数(1人あたり)

- 1週間の総労働時間数(食事・休憩・休暇時間を除く)の平均値は2489.9分であった。
法定労働時間は1週間あたり2400分であり、89.9分、時間が長くなっていた。
- 分布で見ると、法定労働時間内の2400分以下は42.4%であり、6割弱は法定労働時間を超えている状況にあった。

【1週間の総労働時間数：分布(1人あたり)：タイムスタディ票 n=740 (単位：%)】

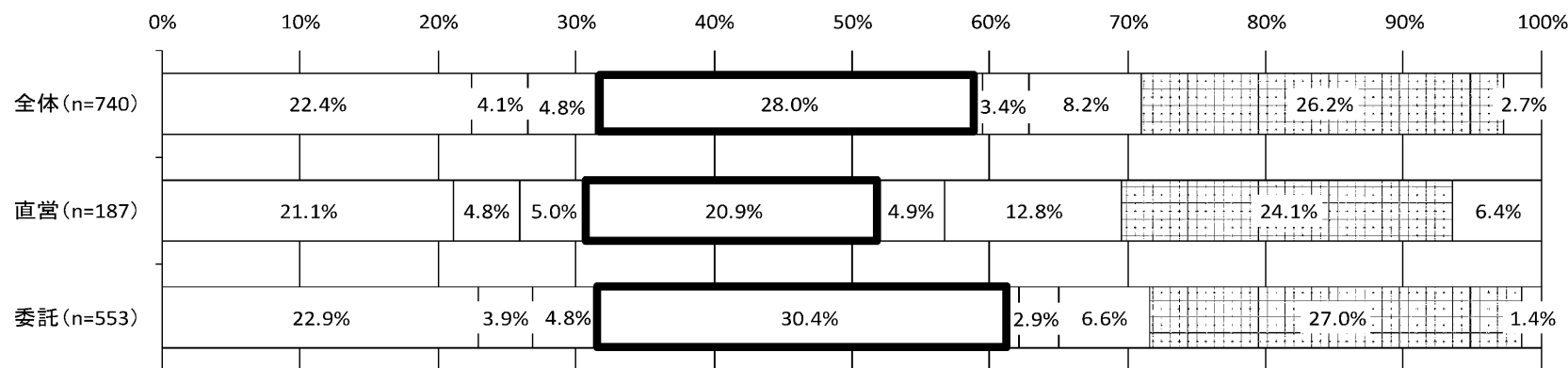


※「食事・休憩・休暇時間」を除く。

■ 1週間の業務時間割合(1人あたり)

- 直営・委託別に、各業務の1週間の業務時間割合の平均値を比較すると、委託の方が、「D.指定介護予防支援、第1号介護予防支援」の割合が高く、30.4%であった。

【直営・委託別 1週間の業務別の時間割合：平均値(1人あたり)：タイムスタディ票 (単位：%)】



※「食事・休憩・休暇時間」を除く。

- A. 総合相談支援業務
- B. 権利擁護業務
- C. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- D. 指定介護予防支援、第1号介護予防支援
- E. 地域ケア会議に関する業務
- F. その他の業務(社会保障充実分・一般介護予防・任意事業)
- G. その他の地域包括支援センターの業務等
- H. 地域包括支援センター以外の業務

(出典)平成30年度老人保健健康増進等補助金「地域包括支援センターの業務実態に関する調査研究事業」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

予防プラン作成の外部委託の状況

○ 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への、予防ケアプランの委託割合は、平成28年度で47.7%となっている。

※ 介護予防支援の実施件数に占める委託件数の割合

○ 一件当たりの委託料は、4,000円以上が概ね半数を占めている。

※ 予防ケアプランの介護報酬は430単位（1単位10円の場合、4,300円）（平成28年度時点）

（参考）介護予防支援のケアプラン作成を委託した場合の1件の委託費の分布

	センター数	割合
4,000円以上	2,652	52.6%
3,900～4,000円未満	431	8.5%
3,800～3,900円未満	898	17.8%
3,700～3,800円未満	167	3.3%
3,700円未満	543	10.8%
無回答	350	6.9%
合計	5,041	100.0%

（注）平成29年度老人保健事業推進費等補助金「地域包括支援センターが行う包括的支援事業における効果的な運営に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に作成